

令 1 . 8 . 2 7  
総 2 4 - 5

# 参 考 資 料

〔納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について〕

令和元年8月27日（火）

納税環境整備に関する専門家会合

座長 岡村 忠生

# 目次

○ 今後の納税環境整備の方向性について	3
・経済社会の変化と今後の納税環境整備の方向性(案)③	4
○ 税務関係手続の電子化(令和元年8月21日専門家会合 財務省・国税庁・総務省資料抜粋)	7
・「税務行政の将来像」	8
・スマート税務行政の実現に向けて	9
・税務手続の電子化に係る今後の取組・課題等(国税庁資料)	10
・電子帳簿等とスキャナ保存	16
・国税関係書類に係るスキャナ保存制度等の改正の概要	17
・タイムスタンプの機能	18
・電子帳簿等保存制度の利用状況	19
・マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針(概要)	20
・納付手段別納付割合の推移等	21
・金融機関・税務署での窓口納付の概況	22
・地方税における納税環境整備の取組状況	23
・税務手続の電子化に係る今後の取組・課題等(総務省資料)	24
○ 経済取引の国際化・多様化を踏まえた適正・公平な課税の実現(令和元年8月21日専門家会合 財務省・国税庁資料抜粋)	27
・税務を取り巻く環境の変化(国際的な課税逃れ)	28
・国際的な課税逃れへの主な対応(法定調書制度)	29
・国際的な課税逃れへの主な対応(税務当局間の情報交換)	30
・情報照会手続の整備(令和元年度(平成31年度)改正)	31
・情報収集の拡大	32
・諸外国における国外所在情報を収集する制度について	33
・ドイツにおける国外取引に係る事実関係の証明義務<ドイツ租税通則法(AO)90条2項>	34

# 今後の納税環境整備の方向性について

## 具体的な検討課題の例(※)

※これまでの審議で取り上げられた課題のうち主なもの

### ○ マイナポータルを活用した簡便かつ正確な電子申告の実現

「経済社会のICT化等に伴う納税環境整備のあり方について(意見の整理)」(平成30年11月7日 納税環境整備に関する専門家会合)(抜粋)

3 自主的な適正申告の実現に向けた更なる方策

(1)基本的な視点・考え方

そうした分野(注:仮想通貨取引やシェアリングエコノミーなどの新たな経済取引)における適正課税を実現するためには、まず、納税者が自主的かつ適正な申告を行うことのできるよう、必要な情報の提供を行ったり、各種の情報を一元的に集約し、より簡便に電子申告が行えるよう、マイナポータルを活用したシステムの整備を進めたりするなど、官民が協働して環境の整備に取り組んでいく必要がある。

### ○ 携帯電話端末(スマートフォン)等からの電子申告の実現

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)(抜粋)

今般、国税当局から、平成31年1月に特にニーズの強い基本的な申告の類型について、携帯電話端末(スマートフォン)やタブレット型端末からの所得税の電子申告を可能とし、その後も対象範囲を段階的に拡大するという方針が示された。スマートフォン等が様々な手続・決済の標準的な手段となりつつある中、税務手続における対応も着実に進め、納税者の利便性を高めることが重要である。

### ○ 電子申告の普及促進

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)(抜粋)

個人のe-Tax 利用について、現在はID・パスワード及びマイナンバーカードを用いて本人認証を行っているが、利便性の向上を求める声強い。国税当局では平成31年1月に個人に係る認証手続の簡便化を予定しており、これにより一定程度利便性が高まると考えられるが、その後も、技術の進展等により税務手続を取り巻く環境が変化する中で、情報セキュリティに係る政府全体の方針も踏まえつつ、納税者利便の向上の観点から不断に検討を行うべきである。

今後は、ICTで作成・管理されたデータがデータのまま円滑に提出できる環境を整備し、e-Tax の利便性を高めてその利用を一層促進することにより、法人の基本的な手続は原則としてe-Tax で行われるという姿(法人税等の電子申告利用率100%)の実現を目指すべきである。

このため、法人側のニーズを踏まえ、e-Taxシステム自体の機能改善、提出書類の見直し、認証手続(電子署名)の簡便化等を行うほか、法人がICTで作成・管理するデータが円滑にe-Taxで提出できるよう、情報セキュリティ等にも配慮しつつe-Taxに提出可能なファイル形式の多様化等も検討すべきと考えられる。

※これまでの審議で取り上げられた課題のうち主なもの

## ○電子帳簿等保存制度の利用促進

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)(抜粋)

当該制度(注:電子帳簿等保存制度)創設から約20年が経過し、近年は金融に係るICTの活用(FinTech)も進展するなど、経済社会のICT環境は大きく変化している。この間、電子帳簿等保存制度の利用件数は堅調に増加してきたが、伸びしろは依然大きい。こうした中、社会のデータ活用の促進や納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、当該制度の利用促進のための方策について検討を行うべきである。ただしその際、適正課税の観点から、帳簿書類の正確性を担保する仕組みにも配慮が必要である。

## ○納付のキャッシュレス化推進

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)(抜粋)

国税・地方税の納付については、現金納付が依然多い状況にある。現金納付の場合、納税者には金融機関や税務当局の窓口へ赴き納付を行う手間がかかるほか、現金管理等の行政コストも生じることとなる。

クレジットカードや電子マネーなど、現金以外の手段による決済が徐々に増加する中、後述する地方税の電子納税のインフラ整備とあわせ、国税の納付も利便性向上やその方法の多様化を図り、より一層、現金以外の手段で納税が行われるよう取り組んでいくことが重要である。

## ○経済社会の多様化・国際化を踏まえた所得把握のあり方

「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)(抜粋)

デジタルエコミーにおける取引を通じて稼得する者の所得の適切な把握については、我が国においては未だ黎明期にあるデジタルエコミーの普及拡大の重要性に留意しつつ、関係者の事務負担、税制以外の制度の整備状況を踏まえ、諸外国の制度も参考に具体的な方策に関する検討を進める必要がある。

## 具体的な検討課題の例(※)(続き)

※これまでの審議で取り上げられた課題のうち主なもの

### ○ 多国籍企業の活動に係る実態等の的確な把握

「BEPSプロジェクトの勧告を踏まえた国際課税のあり方に関する論点整理」(平成28年11月14日)(抜粋)

今後日本の国際課税制度の改革を進めていく上では、その取りまとめに当たり日本が主導的役割を果たしてきた「BEPSプロジェクト」の最終報告書で示された内容を、十分に踏まえていく必要がある。(中略)さらに、「外国子会社配当益金不算入制度」導入等の過去の制度改革の趣旨、及び現在の法人税体系を踏まえた、総合的視点をもって議論を進めていくことも必要である。また、多国籍企業の活動に係る実態を把握するべくデータ収集や分析に精力的に取り組むことが必要である。

制度改正に加えて、執行面の対応も重要である。具体的には、経済取引の国際化等に伴う調査事務の複雑化・困難化や申告件数の増加等に対応できるよう、今後、国際課税を中心に税務当局職員の増員やスキルアップを含めた執行体制やモニタリング機能の増強が必要である。

### ○ タックス・プランニングの義務的開示制度(MDR)の検討とその周辺環境整備

「BEPSプロジェクトの勧告を踏まえた国際課税のあり方に関する論点整理」(平成28年11月14日)(抜粋)

義務的開示制度は、税務当局がタックス・プランニング・スキームによる潜在的な税務リスクを迅速に特定し、対応するために、その開発・販売者(及び必要な範囲で納税者)に一定の情報の税務当局への報告を義務付ける制度である。「BEPSプロジェクト」では、既に同趣旨の制度を導入している米国、英国、カナダ、アイルランド、南アフリカ、ポルトガル、イスラエル、韓国の経験を踏まえつつ、行き過ぎた濫用的なタックス・プランニング・スキームの開発・利用を抑止するとともに、当局による適時の政策的対応を可能とするといった目的・効果を持つ「ベスト・プラクティス」として、制度導入の検討が勧告された。

今後、本制度の日本での導入を検討するに当たっては、特に以下の点に留意すべきである。まず、開示対象取引の基準設定に当たっては、制度目的を効果的に達成しつつ、過剰な事務負担等をプロモーター及び納税者に与えないよう、何らかの客観的な基準を用いて開示対象となるスキームを特定することが必要である。また、既存の情報開示制度等\*との役割分担を最適化するとともに、開示の対象範囲や罰則等について、他国の制度から大きく乖離しないようにすることも重要である。なお、本件は現状日本に存在しない新たな制度であることから、制度を導入する場合には、執行状況やその効果を適切に把握し制度のさらなる改善に活かしていくことが必要である。

\* OECDの「BEPS最終報告書」(平成27年10月5日)では、MDRと相互補完関係にある他の情報開示制度等として、以下を例示している。

- ① **ルーリング**: 納税者が自主的に特定の取引等を税務当局に開示し、税務当局がその税法上の取扱いについて見解を示すもの
- ② **調査及びアンケート**: リスク評価を行う目的で、納税者の特定のグループから情報を収集するもの
- ③ **自発的開示**: 納税者が自主的に特定の取引等を税務当局に開示した場合に、租税回避や脱税に対して課されるペナルティを軽減するもの
- ④ **協力的コンプライアンス・プログラム**: プログラムに参加する納税者が、重要な税務上の問題と取引について、その取引と税務上の影響について理解するに十分な情報を税務当局に提出するもの